

平成25年1月10日

予防接種過誤事案の発生について

上天草市では、予防接種法第2条第2項に定める麻しん風しん等の発生及びまん延を予防するため、市内の医療機関に委託して予防接種を実施しております。

このたび、1月7日に委託医療機関で6歳女兒に対し、本来、「麻しん風しん第2期」の予防接種を1回接種させるべきところ、2回接種させる事案が発生しました。市が実施主体である予防接種に関し、このようなミスが発生させ、市民の皆様にご不安を与え、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。現在のところ当該女兒の健康状態は良好で異状は認められておりませんが、今後も当該女兒の健康状態の把握を定期的に行って参ります。

本市ではこのような事案が再び発生しないよう、保護者への注意喚起並びに医療機関への指導及び過誤防止の研修会を開催し、母子手帳確認を徹底させ過誤の再発防止に努めて参ります。

なお、詳細は以下の通りです。

- 1 予防接種実施主体
上天草市
- 2 接種日
平成25年1月7日（月）
- 3 接種方法
上天草市内委託医療機関による個別接種
- 4 過誤の内容
本来「麻しん風しん第2期」の予防接種は1回であるところ、2回接種させたもの。
- 5 被接種者
6歳の女兒（1名）

6 過誤の経緯

ア 平成19年2月に「麻しん風しん第2期」を含む予防接種用の予診票一式を配布。

イ 平成24年3月に「麻しん風しん第2期」の接種対象者へ接種勧奨の通知の際、同予防接種用の予診票を同封し、個人通知を実施。

ウ 当該女児は「イ」で送られてきた予診票を使用し、市内の医療機関で「麻しん風しん第2期」を予防接種。

エ 平成25年1月7日に保護者は女児と共に、「ウ」と別の医療機関を訪れ、「麻しん風しん第2期」を接種。その際、保護者は母子手帳を提出したが、医療機関が過去の同接種履歴を見過ごし、「麻しん風しん第2期」を接種したものの。

オ 「エ」の医療機関で接種記録を母子手帳に記載する際に、接種履歴を発見し、市に接種の有無の確認を行った際、過誤が発覚。

カ 「エ」の医療機関で女児の健康状態を確認したところ、健康状態は良好であり、異状は認められなかったもの。今後も女児の健康状態の把握を定期的実施。

7 過誤の原因

- (1) 市が記6「ア」及び「イ」のとおり予診票を複数回発行したため、保護者の錯誤を誘発したこと。
- (2) 医療機関での母子手帳の接種履歴の確認が不十分だったこと。

8 今後の再発防止策

- (1) 医療機関へ再発防止の周知文を1月9日付けで送付。
- (2) 「麻しん風しん第2期」の対象者に対し注意喚起の文書を1月10日付けで郵送する。
- (3) 市から予防接種について勧奨のあり方を速やかに見直す。
- (4) 医療機関への指導及び過誤防止の研修会を開催し、母子手帳の確認の徹底を実施。

【用語解説】

<麻しん風しん混合ワクチン>

弱毒生麻疹ウイルスをニワトリ胚培養細胞で増殖させ、また、弱毒生風疹ウイルスをウズラ胚培養細胞、又はウサギ腎培養細胞で増殖させ、得られたウイルス液に安定剤等を加え、混合し凍結乾燥したワクチンです。

・第1期は1歳から2歳の間が対象です。

- ・第2期は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間（4月1日から3月31日まで）が対象です。
 - ・第3期は13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（中学1年生に相当する年齢の者）が対象となります。
 - ・第4期は18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（高校3年生に相当する年齢の者）が対象となります。
- ※第3期、第4期の接種は、（平成20年度から）平成24年度末までの経過措置となっております。



（連絡先）

健康福祉部 保健課健康づくり推進室

担当：藤川課長、鍬田参事

電話：0969-28-3356

FAX：0969-56-3307